

当事業所における介護職員等処遇改善加算に基づく取組について

当事業所では、介護職員等処遇改善加算について、下記のとおり算定し、介護職員の処遇改善に関して取組んでおります。

<提供サービスの内容>

算定状況 介護職員等処遇改善加算

通所リハビリテーション	処遇改善加算Ⅰ（2026年4月～5月）
通所リハビリテーション	介護職員処遇改善加算Ⅰロ（2026年6月～2027年3月）
やはた訪問看護ステーション	処遇改善加算（2026年6月～2027年3月）
やはた総合介護サービス	処遇改善加算（2026年6月～2027年3月）

<従業者に関する情報>

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

・職場環境等要件

入職促進に向けた取組

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

腰痛を含む心身の健康管理

業務や福利厚生成語、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。

5S活動（業務管理の手法の1つ、整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実勢による職場環境の整備を行っている

各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システムの共通化等、共同化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実践

やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供